

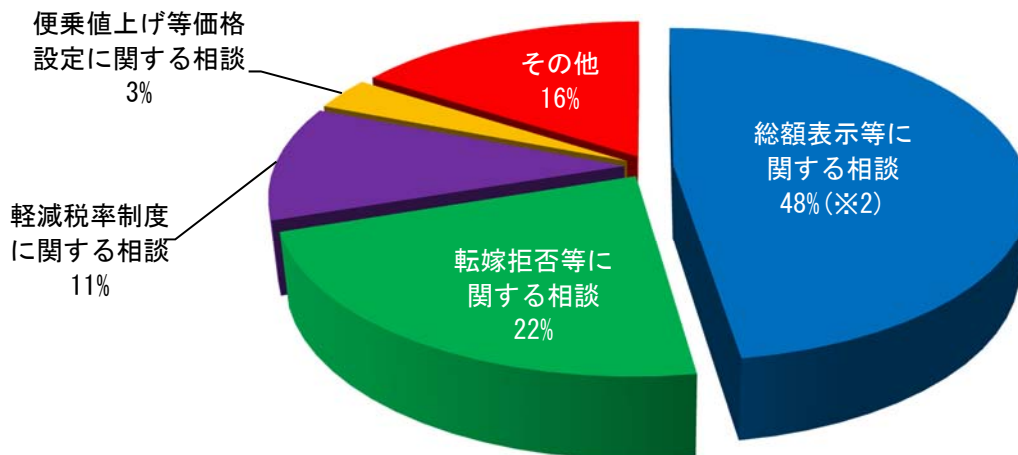
消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 4 月(4/1～4/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

4 月の相談件数：電話 58 件、メール 5 件

【相談内容（全 63 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。税抜価格と税込価格が併記されている場合で、税込価格が小さく表示されていることがあるが、このような表示は問題ないですか。

A. 税抜価格に併せて税込価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえ、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、消費税転嫁対策特別措置法第 11 条により、景品表示法第 5 条の適用が除外されます。そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性といった要素が総合的に勘案されることとされており（このほか、例えば、一般消費者が手に取って見るような表示物なのかなど、表示媒体ごとの特徴も勘案される場合があります。）。

商品の値札に税抜価格と税込価格が併記されている場合において、税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格を見落としてしまう可能性があるかと認められるような表示である場合などには、税込価格が明瞭に表示されているとはいえず、問題があります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 2 件

※2 うち総額表示に関する相談が 7%、消費税一般に関する相談が 93%

Q. 消費者です。教育関連費用は消費税が非課税であると聞いたのですが、学習塾の授業料も消費税はかからないのでしょうか。

A. 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等を課税の対象としています。一方で、社会政策的な配慮等から、学校、専修学校、各種学校等の授業料等については非課税とされています。

消費税法で非課税とされている授業料については、学校教育法に規定する学校(幼稚園、小中高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、専修学校及び個別の要件が当てはまる各種学校の授業料とされており、要件にあてはまらない学習塾の授業料は非課税の対象となっておりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「税について調べる>タックスアンサー>消費税>課税取引・非課税取引のNo.6233」を御確認ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されると、軽減税率対象商品以外の商品のみの仕入れであっても、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除はできないのでしょうか。

A. 平成 35 年 10 月 1 日から導入される適格請求書等保存方式では、適格請求書の保存が仕入税額控除の適用を受ける要件となります。

そのため、軽減税率対象商品以外の商品のみの仕入れであっても、適格請求書の保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。

なお、経過措置として平成 35 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日までの間は、事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除を行うことができます。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ & A等で御確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 軽減税率制度の実施は平成 31 年 10 月に延期されましたが、軽減税率制度に対応したレジの導入等のための補助金を受けるためには、いつまでに申し込む必要がありますか。また、補助金を申し込む窓口はどちらですか。

A. 軽減税率制度(複数税率)に対応するためのレジの導入や受発注システムの改修等を行う際に軽減税率対策補助金が活用できます。この補助金の申請受付期間は、平成 30 年 1 月 31 日までです。ただし、受発注システムの改修等については、システム改修等の着手前に補助金交付申請をし、事業が完了した後、平成 30 年 1 月 31 日までに事業完了報告書の提出が必要になります。

補助金の申込み窓口は、「軽減税率対策補助金事務局」となっておりますので、詳細は補助金事務局のホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)を御覧ください。御不明な点があれば、軽減税率対策補助金事務局コールセンター(0570-081-222)にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610